

成人年齢引下げに対し、消費者被害防止措置 を求める意見書

２０２２年４月１日に、成人年齢を２０歳から１８歳に引き下げる民法改正が施行された。２０１５年からの選挙権の行使に続き、自己決定権を拡大するという積極的な意義がある。一方で親などの同意を得ずに高額な商品の購入、ローンやクレジットカードの契約が可能となることから、消費者被害の拡大などが懸念されている。これまで、未成年者には未成年であることを証明するだけで、「だまされた」「脅された」と立証しなくても契約を取り消すことができる取消権が保障されており、消費者被害を抑止する防波堤とも言われてきた。

しかし、今後は１８歳、１９歳は保護から除外されることになる。日本弁護士連合会や消費者団体からも、若者の消費者被害が増加するとの強い危惧が示されている。民法の改正案の審議に当たっては、参議院法務委員会において附帯決議が可決され、消費者契約法の改正などの対策が盛り込まれたものの、改正法成立後３年以上経過した今も、対策は実施されていない。早急に対策を講じるべきである。

よって、本市議会は政府に対し、消費者被害防止措置として、未成年者取消権に匹敵する包括的な取消権の創設、取消権を遡及的に行使できる法整備を直ちに行うよう求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和４年９月２９日

池田市議会